

平成25年2月1日

住宅・建築物省エネ改修等緊急推進事業に関する事務事業を
実施する者の審査結果について

国土交通省住宅局住宅生産課

次のとおり、住宅・建築物省エネ改修等緊急推進事業に関する事務事業を実施する者を選定しましたので、報告します。

<募集期間>

平成25年1月18日～平成25年1月28日

<提案者及び評価結果>

○住宅・建築物省エネ改修等緊急推進事業に関する事務事業

提案者：1者（株式会社URリンケージ）

評価：別紙1の通り、株式会社URリンケージの企画提案書を特定した。

(別紙1)

□住宅・建築物省エネ改修等緊急推進事業に関する事務事業の審査結果について

- ・公募期間：平成25年1月18日～平成25年1月28日
- ・説明書配布者：1者（株式会社URリンケージ）
- ・提案者：1者（株式会社URリンケージ）
- ・評価

補助対象事業者の要件	評価結果
(1) 事務事業の実施に関する計画が適切なものであること	○
(2) 事務事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、事務事業の遂行に必要な組織、人員を有していること	○
(3) 事務事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有していること	○
(4) 事務事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること	○
(5) 事務事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること	○
(6) 事務事業において知り得た情報の秘密の保持を徹底すること	○

※補助事業対象者に求められている(1)～(6)の要件については全て満たしており、事業費についても妥当と判断される。そのため、株式会社URリンケージの企画提案書を特定した。